男鹿市訓令第３号

男鹿みなと市民病院の診療行為手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年３月３１日

男鹿市長　菅　原　広　二

男鹿みなと市民病院の診療行為手当支給規程の一部を改正する訓令

男鹿みなと市民病院の診療行為手当支給規程（平成１７年男鹿市訓令第１９号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（診療行為手当として支給するものの種類） 第２条　診療行為手当として支給するものの種類は、次のとおりとする。 ⑴～⑾　（略） **⑿　産業医料**	（診療行為手当として支給するものの種類） 第２条　診療行為手当として支給するものの種類は、次のとおりとする。 ⑴～⑾　（略）
（救急診療待機等料） 第７条　（略） ２　前項の待機等料の額は、待機等１回につき次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号の表に定める額とする。 ⑴　（略） ⑵　前項第２号の業務	（救急診療待機等料） 第７条　（略） ２　前項の待機等料の額は、待機等１回につき次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号の表に定める額とする。 ⑴　（略） ⑵　前項第２号の業務

<table>
<tr><th colspan="2">改正後</th><th colspan="2">改正前</th></tr>
<tr><td>待機時間区分</td><td>金額</td><td>待機時間区分</td><td>金額</td></tr>
<tr><td>医師の午後５時15分から翌日午前８時30分まで</td><td>円
10,000</td><td>医師の午後５時15分から翌日午前８時30分まで</td><td>円
10,000</td></tr>
<tr><td>医師の午前８時30分から午後５時15分まで</td><td>10,000</td><td>医師の午前８時30分から午後５時15分まで</td><td>10,000</td></tr>
<tr><td>放射線科の職員、検査科の職員及び看護職員の午後５時15分から翌日午前８時30分まで</td><td>1,800</td><td>放射線科の職員、検査科の職員及び看護職員の午後５時15分から翌日午前８時30分まで</td><td>1,800</td></tr>
<tr><td>放射線科の職員、検査科の職員及び看護職員の午前８時30分から午後５時15分まで</td><td>2,600</td><td>放射線科の職員及び検査科の職員の午前８時30分から午後５時15分まで</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>看護職員の午前８時30分から午後５時15分まで</td><td>1,800</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>これらの待機時間が引き続いたときは、それぞれ１回とみなして計算する。</td><td>備考</td><td>これらの待機時間が引き続いたときは、それぞれ１回とみなして計算する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑶　（略）
（看護職員等処遇改善料）
第12条　（略）
<u>（産業医料）</u>
<u>第13条　産業医料は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第１項の規定による産業医に選任された職員に対して支給する。</u>
<u>２　前項の産業医料の額は、月額30,000円とする。</u></td><td colspan="2">⑶　（略）
（看護職員等処遇改善料）
第12条　（略）</td></tr>
<tr><td colspan="4">備考　改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。</td></tr>
</table>

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。